

平成30年度 薩摩川内市民まちづくり公社事業計画書

I 概況

本公社の設置目的は、「生涯学習の推進を図るため、薩摩川内市と連携し、芸術・文化・スポーツ等の振興を図るとともに、市民に喜ばれる文化施設、社会体育施設、公園その他公共施設の管理及び運営等に関する事業を行い、もって市民福祉の向上に寄与する」としてあります。

これまで本公社は、上記目的に沿って薩摩川内市の公共施設の管理及び運営等を実施して参りました。特に、受託施設の管理については、市民の皆様の視点に立ち、「安全・安心・快適」なサービスの提供に努めるとともに、効率的な運営にも心がけて参りました。

今後においても、公益財団法人として、市民の皆様に喜ばれる事業を積極的に実施し、受託施設等の利用促進と生涯学習の推進に努力して参ります。

II 基本方針

平成30年度の公社経営の基本方針は、公益財団法人としてその設置目的に沿った運営を行うとともに、業務の専門性・独自性を高め、サービスの向上や経費の節減などに積極的に取り組んで参ります。

また、平成30年度からは、指定管理受託施設に係る人件費について、運営補助金から指定管理料への移し替え及び基本協定書の変更に伴う精算方式から、他の指定管理公募施設と同様の取扱いとなることから、更に効率化を図って参ります。

併せて、収益事業については、施設利用者等のニーズに合わせた商品やサービスの提供により、公社自主事業の財源確保に努めます。

なお、これまで公社の自主事業として実施して参りました、薩摩川内市立中央図書館の休日夜間運営事業については、平成29年度をもって廃止とし、平成30年度からは平日昼間の運営業務に休日夜間の運営業務を加えて、市からの受託事業として実施して参ります。さらに、指定管理受託施設の川内まごころ文学館、川内歴史資料館等について更新年度となっていますので、再申請のうえ引き続き管理を受託できるよう努めます。

III 事業内容

1 公益目的事業

公益財団法人薩摩川内市民まちづくり公社定款第4条の規定に基づき、市民の生涯学習の推進と福祉の向上に寄与するための事業を、次のとおり実施します。

(1) 公共施設を活用した芸術・文化・スポーツ等の振興に関する事業

ア 芸術文化振興事業

川内文化ホール等を活用し、コンサート公演などの優れた舞台芸術を鑑賞する機会を市民に提供する芸術文化振興事業を実施し、市民文化の高揚を図ります。

そのほか、薩摩川内市文化祭など他団体が実施する芸術性・公共性の高い文化事業の後援を行います。

イ スポーツ振興事業

生涯学習の推進を図るため、スポーツイベント等の開催など薩摩川内市総合運動公園等の活用を検討します。

(2) 指定管理者制度等による公共施設の管理及び運営等に関する事業

指定管理者制度等による施設管理受託事業

指定管理者制度等に基づき、薩摩川内市から受託する公共施設の管理及び運営を行うとともに、当該受託施設等を活用して生涯学習の推進に関する各種講座、創作体験教室、イベント等を実施します。

《管理受託施設》

i) 指定管理者制度による受託施設・・・132 施設

(ア) 平成 29 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日 (4 年間) (3 施設)

・屋外運動場照明施設：3 施設

(イ) 平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日 (5 年間) (14 施設)

・川内文化ホール

・入来文化ホール・サンフラワーいりき

・屋外運動場照明施設：11 施設

・せんだい宇宙館

(ウ) 平成 28 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日 (4 年間) (1 施設)

・寺山いこいの広場

(エ) 平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日 (5 年間) (110 施設)

・総合運動公園の有料公園施設・御陵下公園施設：10 施設

・川内・樋脇地域都市公園：33 施設

・川内地域、樋脇地域及び東郷地域普通公園：58 施設

・川内地域普通公園：9 施設

(オ) 平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日 (5 年間) (4 施設)

・川内歴史資料館等：3 施設

・川内まごころ文学館

ii) 部分管理受託施設・・・5 施設

(ア) 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日 (1 年間)

- ・ 公衆トイレ 2 箇所 (西方港・高城温泉)
- ・ 中央図書館 (平日・休日・夜間運營業務)
- ・ 都市公園 2 箇所 (東口親水公園・田麦公園)

(3) 指定管理受託施設での調査・研究に関する事業

指定管理者制度等に基づき、薩摩川内市から受託する川内歴史資料館、川内まごころ文学館等の管理施設において、市内の歴史、考古、民俗、美術及び文学等に関する調査、研究に努めます。

(4) 公社の目的を達成するために必要な事業

ア いきいき生涯学習事業

薩摩川内市総合体育館、川内文化ホール等の施設を活用して、生涯学習事業、講演会等を自主事業として実施するとともに、管理受託施設の活用を図ります。

また、生涯学習事業の一環として実施している「サマーミュージックフェスティバル in 薩摩川内」、「公社杯ソフトバレーボール大会」についても引き続き取り組む予定です。

イ 花と緑のまちづくり事業

花と緑のまちづくりを推進するため、環境美化ボランティア団体等への支援をとおして、公社管理施設等の環境美化に努めます。

ウ キラキラ寺山事業

管理受託施設であるせんだい宇宙館及び寺山いこいの広場を活用し、「市民星空観望会」、「ウィークエンド工作教室」、「夏休み科学工作教室」のほか、少年自然の家との連携による出張星空観望会や流星群観望会等を実施することにより、天文普及と施設の利用促進に努めます。

エ サービス事業

管理受託施設へのコイン式コピー機の設置やコピーの実費サービス等施設利用者の利便を図ります。

オ 広報宣伝事業

生涯学習事業を基盤とする芸術、文化、スポーツ等の自主事業の年間活動状況及び管理受託施設の利用状況等について、公社報、チラシ、ホームページ等で広報宣伝を行い、市民の利便を図るとともに、事業への参加促進及び管理受託施設の活用を図ります。また、公社設立 20 周年を迎えるにあたり、記念誌の発行を予定しています。

[予定事業]

- ・ 公社報（アクスタイム） 月1回 (2,000部)
(市内公共施設、学校、事業所、報道機関等に配布)
- ・ 新聞チラシ（アクスタイム情報） 月1回 (約19,000部)
(南日本新聞「家庭メモ」裏面活用)
- ・ ホームページの更新 随時
- ・ 20周年記念誌の発行

カ まちづくり交流事業

ボランティア活動の拠点として川内文化ホール内に設置されている「まちづくり交流センター」については、会議スペースの設置をはじめ、公社ホームページにおいて登録団体の紹介や募集についてのお知らせなどを行い市民活動の利便を図ります。

2 収益事業

公益財団法人薩摩川内市民まちづくり公社定款第5条の規定に基づき、公益目的事業の推進に資するための事業を、次のとおり実施します。

なお、収益については公益目的事業（自主事業）の財源の一部に充当します。

(1) 売店の設置運営事業

施設利用者の利便を図るため、総合体育館エントランスホールに売店を設置し、清涼飲料水や軽食、スポーツ用品等を販売するとともに、せんだい宇宙館に宇宙グッズコーナーを設置し、グッズ等の販売を行います。

(2) 自動販売機の設置運営事業

管理受託する施設及び都市公園等の利用者の利便を図るため清涼飲料水などの自動販売機を設置し、販売管理を行います。

(3) 書籍等の販売事業

管理受託する施設で実施するイベント、企画展等に関連する商品や書籍等の販売を行います。

3 事務局

事務局の管理運営

事務局は川内文化ホール内に事務所を置き、当該事務の処理については、本公社の設立目的に沿った公社運営を行うとともに、公益目的事業及び公益目的事業に資する収益事業等の円滑な実施のための的確な事務執行を行います。

4 事業の概要

本社の事業の体系は次のとおりです。

